

第18回総会議事録

<開催日> 令和4年1月7日（金曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室A1・A2）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第283号～報告第322号

農地法第3条の3届出 12件

農地法第4条届出 1件

農地法第5条届出 27件

日程第3 報告第323号～報告第330号 農地の転用事実等に関する照会 8件

日程第4 報告第331号～報告第343号 農地法第18条第6項等通知 13件

日程第5 報告第344号 「令和3年農作業料金・農業労賃」の調査について 1件

日程第6 議案第159号～議案第160号 農地法第3条許可申請 2件

日程第7 議案第161号～議案第163号 農地法第5条許可申請 3件

日程第8 議案第164号 木更津市農用地利用集積計画の決定について
(令和3年度第10次計画分) 1件

日程第9 議案第165号 農用地利用配分計画案に対する意見について 1件

<出席委員>

1 番	山口 登志雄	2 番	山口 進	3 番	杉山 孝
4 番	竹内 和雄	5 番	齋藤 洋一		
7 番	篠田 一男	8 番	平野 眞一	9 番	金子 一夫
10 番	地曳 功一	11 番	庄司 英実	12 番	江尻 幸子
13 番	高橋 勇	14 番	清水 宏益	15 番	林 憲司
16 番	吉田 和義	17 番	安藤 一男	18 番	地曳 昭裕

以上 17人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 6番 小川 均

<傍聴者> 1名

<事務局出席者>

事務局長	小泉 博	副主幹	加藤 進哉	主任主事	吉野 慶太
主事	飯島 直也				

<午後4時00分開会>

議長

あらためまして、委員の皆様、明けましておめでとうございます。
本年もよろしくお願ひいたします。

それでは、ただ今から、第18回総会を開催いたします。
本日の出席委員は17名であり、会議は成立していることを報告いたします。
なお、議席6番小川委員から欠席の届け出がありました。
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席7番篠田一男委員と議席16番吉田和義委員を指名いたします。

書記には事務局職員、吉野主任主事を任命いたします。

次に、日程第2 報告第283号から報告第322号、3ページから12ページの農地法第3条の3の届出12件、農地法第4条の届出1件、農地法第5条の届出27件についての報告でございます。

本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第323号から報告第330号、13ページの農地の転用事実等に関する照会8件についての報告でございます。

本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 報告第331号から報告第343号、14ページから15ページの農地法第18条第6項等の通知13件の報告でございます。

本件は、農地の賃借権及び使用貸借権を合意により解約を行ったものを報告するものであります。

農業委員会に提出のありました合意解約の通知については、記載のとおりでございます。

次に、日程第5 報告第344号、16ページから18ページの令和3年農作業料金・農業労賃の調査についての報告でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第344号、令和3年農作業料金・農業労賃の調査について、ご説明いたします。

本案件は、千葉県農業会議により、県内の標準農作業労働条件の設定資料として活用するため実施されるものです。

委員の皆様からご協力していただいた調査結果ですが、有効回答数は11件でした。

昨年度の額と比べて上下2割を超える額を除いた平均額を算出し、10円単位を四捨五入して端数処理したものを作成しました。

また、労働時間は8時間で統一し、現金支払額についても労働時間を8時間あたりで換算した額で算出いたしました。

昨年度同様に、木更津市公式ホームページへの掲載については、比較する農協の料金が公表されたときに、改めて総会で諮らせていただきます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

次に、日程第6 議案第159号及び議案第160号、19ページの農地法第3条の許可申請2案件について、議題に供します。

初めに、議案第159号について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第159号、農地法第3条許可申請について、ご説明いたします。

なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件、第7号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。

議案第159号ですが、申請箇所は、3条位置図1の下望陀地先の農地になります。

農業経営の拡張を図る譲受人と、農業経営の縮小を図る譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の杉山委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

杉山委員

議案第159号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約180日、11,768平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。

農業機械はトラクター・耕うん機・コンバイン等を所有し、田植え機についてはリースにて確保しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田であり、水稻を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われまます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第159号、農地法第3条の許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第159号は、許可と決定いたします。

続いて、議案第160号について、審議いたします。

なお、議案第160号は、次の日程第7 議案第161号、20ページの農地法第5条許可申請、一時転用を伴う使用貸借権設定と関連案件であるため議題に供し、併せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第160号、農地法第3条許可申請及び議案第161号、農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-1の井尻地先の農地になります。

まず、本申請についての経緯をご説明いたします。

本土地、本事業者については、前回第17回総会でブルーベリーを作付けするというので、農地法第3条の申請が出され許可が出ています。

事務局

当初の予定では、ある程度作物が育った後に、上に太陽光パネルをかけて営農型太陽光として行っていく予定でしたが、太陽光の設置業者から、下に作物がある状態で工事をするのは困難ということで、当初から太陽光の下で営農する形を取りたいと、今回太陽光設置に係る申請がされたものです。

もともと太陽光パネルの下で営農をする予定はあったので、作物のブルーベリーや耕作方法は特に変わらないとのことでした。

それでは、19ページの議案第160号、農地法第3条許可申請について、ご説明いたします。

本申請は、農地転用許可により設置をしようとする太陽光パネルについて、区分地上権を設定して太陽光パネルの権利を確保しようとするものであります。

区分地上権については、農地の地表を使用するものではないことから、農地法第3条許可の対象とされております。

区分地上権とは、一定の土地の地下または空間につき、範囲を定めてその部分のみに設定する地上権であり、民法第269条の2に定められております。

続いて、20ページの議案第161号、農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。

申請目的は、営農型太陽光発電施設として転用するもので、一時転用を伴う使用貸借権設定の許可申請となっております。

農地区分について、本土地は第1種農地に該当し、原則的には転用許可できないのですが、今回は太陽光の下部で営農するため、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年5月末で完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われま

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の齋藤委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

齋藤委員

それでは、議案160号、農地法第3条許可申請及び議案161号、農地法第5条許可申請について申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたのでご説明いたします。

まず、議案160号、農地法第3条の区分地上権については事務局からの説明のとおりです。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、農地は比較的、端に位置しており問題はないと思われま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、パネルの設置のみで支障は生じないと思われるため問題は

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題は

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思

齋藤委員	<p>われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。</p>
山口進委員	<p>はい。</p>
議長	<p>山口進委員、どうぞ。</p>
山口進委員	<p>使用する土地の面積についてですが、農地法第3条の申請では、2,045平方メートルのうち780平方メートルを使用するとあり、農地法第5条の申請では、2,045平方メートルのうち0.717平方メートルを使用するとなっているがどのようなことでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。農地法第3条申請の方の面積ですが、こちらはパネルで覆われる部分の面積になり、その部分の権利を設定することになります。農地法第5条申請の方の面積ですが、こちらは地表に刺さる支柱部分の面積で、その部分が農地でなくなるところです。また、3条申請としての2,045平方メートルの権利が設定されるのですが、この設定は前回の総会で許可となっています。</p>
山口進委員	<p>2,045平方メートルのうち780平方メートル以外は何か行うのですか。</p>
事務局	<p>それ以外の面積でも営農をします。作物は、ブルーベリーを行います。</p>
山口進委員	<p>わかりました。</p>
清水委員	<p>はい。</p>
議長	<p>清水委員、どうぞ。</p>
清水委員	<p>営農型だとすると、農業収益の8割を確保するという条件があったと思うのですが、これほどのように解釈すればよいのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。営農型は、原則本来育てる収量の8割以下になってはいけないとあります。今回、有識者の意見書が付いており、問題なく営農型はできるということになっています。 初めの新規就農のときは、全部ブルーベリーという話で計画は変わってしまったが、一部分について営農型で行いブルーベリーを行うとのことでした。</p>
清水委員	<p>わかりました。</p>
地曳昭裕委員	<p>はい。</p>
議長	<p>地曳昭裕委員、どうぞ。</p>
地曳昭裕委員	<p>新規就農審査会を行ったときの出席者には、条件が変わっているのですから、説明して納得されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>前回の新規就農審査会の際には、中郷地区と波岡地区の農業委員と推進委員を集めて説明いたしましたが、今回はこの申請地の担当委員に説明しています。</p>

地曳昭裕委員

私が思うには、新規就農審査会で承認された訳ですから、変更したところについて、出席者には連絡があるべきではないかと思えます。

事務局

今後は、そのように致します。

議長

他に、ご意見等はございませんか。

ご意見等も無いようですので、初めに、議案第160号、農地法第3条許可申請について、採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第160号、農地法第3条許可申請について、議案第161号、農地法第5条許可申請が許可された場合、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第160号は、議案第161号が許可された場合、許可と決定いたします。

続きまして、議案第161号、農地法第5条許可申請について、採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第161号、農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第161号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第7 議案第162号及び議案第163号、20ページの農地法第5条の許可申請2案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第162号及び議案第163号、農地法第5条許可申請の2案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第162号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2の万石地先の農地になります。

申請目的は、専用住宅として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金及び借入金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書と借入先の融資確認書及び残高証

事務局

明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年6月30日までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

す。最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可に係る事前協議票も添付され、確認したところ問題ないものと思われま

す。次に、議案第163号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の真里谷地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電設備として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年3月中旬までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われま

す。以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

初めに、議案第162号について、地曳昭裕委員をお願いします。

地曳昭裕委員

議案第162号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず整地のみのため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は新設する合併浄化槽で処理した後に、雨水と共に北側側溝へ放流する計画のため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

続いて、議案第163号について、金子委員をお願いします。

金子委員

議案第163号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず整地のみのため、土砂の流

金子委員

出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地はないため問題は無いと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

すので、当該申請は適当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願

議長

いします。以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願

いします。ご意見等も無いようですので、議案第162号及び議案第163号の2案件について、一括で採決したいと思

いますが、ご異議はございませんか。
〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、一括採決いたします。

議案第162号及び議案第163号、農地法第5条の許可申請2案件について、許可に賛成の方は挙手願

います。
〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第162号及び議案第163号は、許可相当として知事に意見書を送付いたしま

す。次に、日程第8 議案第164号、21ページから25ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和3年度第10次計画分を議題に供しま

す。事務局の説明を求めま

事務局

す。議案第164号、木更津市農用地利用集積、令和3年度第10次計画の決定について、ご説明いたします。

本案件は、令和3年12月23日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。

それでは、議案書の利用明細書に沿ってご説明いたします。

今回の計画は、計画1から計画7となっております。

利用目的は、計画1から計画7まで全て水稻を作付けする計画となっております。

利用権設定の種類は、計画1、計画3から計画7が賃借権の設定、計画2が使用貸借権の設定となっております。

利用権設定期間は、計画1及び計画7が10年、計画2及び計画3が9年、計画4から計画6が3年となっております。

計画合計数は、18筆14,224平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長	<p>続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 初めに、計画1番について、清水委員をお願いします。</p>
清水委員	<p>私からは、計画番号1番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるもの及び賃貸借契約の期間満了にあたり、当該農地を更新して借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、計画2番及び計画3番について、杉山委員をお願いします。</p>
杉山委員	<p>私からは、計画番号2番及び計画番号3番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、計画4番及び計画5番について、高橋委員をお願いします。</p>
高橋委員	<p>初めに、計画番号4番について、ご説明いたします。 本件は、賃貸借契約の期間満了に当り、当該農地を更新して借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
	<p>続いて、計画番号5番について、ご説明いたします。 本件は、賃貸借契約の期間満了に当り、当該農地を更新して借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、計画6番について、篠田委員をお願いします。</p>

篠田委員

私からは、計画番号6番について、ご説明いたします。

本件は、賃貸借契約の期間満了に当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとあります。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

続いて、計画7番について、山口登志雄委員お願ひします。

山口登志雄委員

私からは、計画番号7番について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

所有権の移転を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとあります。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願ひします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

なお、本案件の第10次計画分には、■■■■にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■■■は退席をお願ひします。

それでは、採決いたします。

議案第164号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和3年度第10次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第164号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

それでは、退席されております■■■■には、お戻り願ひします。

次に、日程第9 議案第165号、26ページから28ページの農用地利用配分計画案に対する意見について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第165号、農用地利用配分計画案に対する意見について、ご説明いたします。

本案件は、令和3年12月23日付けで木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。

それでは、計画の内容について、ご説明いたします。

今回の計画は、計画1及び計画2となっております。

事務局 利用目的は、計画1が施設栽培にてイチゴを、計画2が水稻を作付けする計画となっております。
設定する権利の種類は、計画1及び計画2が賃借権の設定で、権利の存続期間は計画1が令和7年2月28日まで、計画2が令和9年3月31日までとなっております。
計画数は、合計10筆15,603平方メートルとなっております。
以上で、事務局の説明を終わります。

議長 続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
初めに、計画1番について、篠田委員をお願いします。

篠田委員 私からは、計画1番について、ご説明いたします。
権利の設定を受ける者は、令和2年度に設立された法人であり、法人が設立されるまでは、当該法人の代表取締役が権利の設定を受けておりましたが、法人化に伴い、名義を個人名義から法人名義にするため、個人名義での契約を解約し、新たに法人名義で権利の設定を受けようとするものです。
なお、権利の設定を受ける者の経営の状況、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況については、スクリーンに映し出されているとおりとなっております。
申請地の現況はハウスが建っており、引続きイチゴを作付けするとのことであります。
以上のことから、本件は問題ないものと判断しました。
ご審議のほど、よろしくご説明いたします。

議長 続いて、計画2番について、庄司委員をお願いします。

庄司委員 私からは、計画番号2番について、ご説明いたします。
本件は、前の耕作者が農業経営の縮小に伴い、受け手の解約を行い、権利の設定を受ける者へ耕作を引き継ぐために申請されたものです。
なお、権利の設定を受ける者の経営の状況、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況については、スクリーンに映し出されているとおりとなっております。
なお、譲受人の所在地は■■■■ですが、現在も■■■■を中心に広く営農しております。
申請地の現況は田であり、水稻を作付けするとのことであります。
以上のことから、本件は問題ないものと判断しました。
ご審議のほど、よろしくご説明いたします。

議長 以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。
議案第165号、農用地利用配分計画案に対する意見について、意見無いものと決定することに賛成の方は、挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。
よって、議案第165号は、意見無いものと決定いたしましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

議長

これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第18回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後4時53分であります。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年1月7日

議 長 安 藤 一 男

議事録署名委員 篠 田 一 男

吉 田 和 義